

<重要事項説明書>
(居宅療養管理指導サービス用)

医療法人社団プラタナス
青葉アーバンクリニック

1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人社団プラタナス
代表者氏名	理事長 野間口 聡
本社所在地	東京都世田谷区用賀2-41-17 用賀二丁目ビル1F・2F

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	医療法人社団プラタナス 青葉アーバンクリニック
事業所所在地	神奈川県横浜市青葉区あざみ野2丁目29番地1 ブランズシティあざみ野1階
連絡先 相談担当者名	TEL：045-509-1526 青葉アーバンクリニック 飯塚

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	当クリニックの担当医師が居宅を訪問し、ご入居者様に適正な療養上の管理及び指導を提供すること。
運営の方針	患者様の心身の状況や環境などを把握し、それらを踏まえ療養上の管理及び指導を行うことにより療養生活の質の向上を図ること、居宅介護支援事業者その他保険医療サービスや福祉サービスを提供する者、関係市区町村、地域包括支援センター等と連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜～金曜（祝日を除く）
営業時間	9：00～18：00

(4) 事業所の職員体制

職務内容	人員数
1 通院が困難な利用者に対して、利用者の居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学的管理に基づいて、居宅サービス計画の策定等に必要の情報提供を行います。利用者、家族等に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導、助言を行います。 2 利用者、家族に対する指導又は助言については、文書等の交付により行うよう努めます。 3 文書等により指導、助言を行った場合は、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存し、口頭により指導、助言を行った場合は、その要点を記録します。 4 利用者の居宅サービス計画作成等について必要な情報を、介護支援専門員等へ情報提供を行います。	常勤医師 3名以上

3 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
居宅療養管理指導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、医師又は看護職員が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

4 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について

居宅療養管理指導事業所の医師が、通院困難な要支援・要介護状態の利用者様の同意を得て居宅を訪問し、計画的かつ継続的な医学的管理に基づく以下の指導内容を行った場合、月2回を限度に居宅療養管理指導費が発生します。

＊令和7年3月時点

		保険 点数	利用者 負担額
施設入居時等 医学総合管理料、在宅 時医学総合管理料 などを <u>算定しない</u> 利用者の場合 (月2回まで)	単一建物居住者が1人	1回 515点	1回 515円
	単一建物居住者が2～9人	1回 487点	1回 487円
	単一建物居住者が10人以上	1回 446点	1回 446円
施設入居時等 医学総合管理料、在宅 時医学総合管理料 などを <u>算定する</u> 利用者の場合 (月2回まで)	単一建物居住者が1人	1回 299点	1回 299円
	単一建物居住者が2～9人	1回 287点	1回 287円
	単一建物居住者が10人以上	1回 260点	1回 260円

- ※ 単一建物居住者とは、当該患者が居住する建築物に居住する者のうち、当該保険医療機関が訪問診療などを実施している者をいいます。
- ※ 居宅療養管理指導費には、地域差は設定されませんので、1単位10円で換算した金額となります。上記利用者負担額は、1割負担として算出しています。2割負担の方は、上記利用者負担額×2、3割負担の方は、上記利用者負担額×3となります。
- ※ 居宅療養管理指導費は、介護保険での居宅サービスにおける「支給限度額管理」の対象外となっています。

5 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その
--------------------	---

	秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
個人情報の保護	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

以 上